

岩手県告示第 148 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）による土地改良事業の施行のため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、次のとおり字の区域を変更する旨花巻市長から届出があった。

平成 19 年 2 月 27 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 花巻市湯口字石川原に編入する区域

- (1) 花巻市湯口字田屋 159 の一部、160 の一部
- (2) 花巻市湯口字二ツ堰 10 の 1 の一部、11 の 2 の一部、33 の一部

2 花巻市湯口字上川原に編入する区域

- (1) 花巻市湯口字西田 2 の 1 の一部、2 の 5、8 の 1 の一部、8 の 2、9 の一部、9 の 2、62 の一部、97 の 3 の一部
- (2) 花巻市湯口字古堂 66 の 2 の一部、67 の 2 の一部、67 の 3 の一部、68 の 2 の一部、124 の一部、127 の一部

3 花巻市湯口字鴻の巣に編入する区域

花巻市湯口字的場 37 の 1 の一部、49 の一部、76 の 2 の一部、77 の一部、81 の 2 の一部、82 の 1 の一部

4 花巻市湯口字田屋に編入する区域

花巻市湯口字石川原 109 の一部、111 の一部、113 の一部、115 の一部、124 から 127 までの各一部、204 の一部、218 の 2 の一部、239 の一部、241 の一部、252 の一部、262 の一部、266 の一部

5 花巻市湯口字西田に編入する区域

- (1) 花巻市湯口字上川原 67 の 4、89 の一部
- (2) 花巻市湯口字田屋 31 の 9、33 の 2
- (3) 花巻市湯口字古堂 4 の 1 の一部、5 の一部、6 の 2 の一部、6 の 3、67 の 1 の一部、125 の 1 の一部、125 の 3 の一部、126 の一部、127 の一部
- (4) 花巻市湯口字的場 27 の 3、28 の 1、28 の 2、31 の 1、31 の 4、32 の 1、72 の 1、73、74、75 の一部

6 花巻市湯口字古堂に編入する区域

- (1) 花巻市湯口字上川原 89 の一部
- (2) 花巻市湯口字西田 1 の一部、9 の一部、10 の 1 の一部、10 の 2、11、12 の一部、19 の一部、95 の 1 の一部、95 の 4 の一部、96 の 1 の一部

7 花巻市湯口字的場に編入する区域

- (1) 花巻市湯口字石川原 3 の 2、4 の 2
- (2) 花巻市湯口字鴻の巣 81 の一部
- (3) 花巻市湯口字田屋 3 の 3、22 の 4、30 の 2
- (4) 花巻市湯口字西田 59 の 1 から 59 の 3 までの各一部、105 の 2 の一部

備考 関係図面は、花巻市役所に備えておいて縦覧に供する。